

生き活き 健康事業所宣言 始めます！

協会けんぽ群馬支部内の働き盛り世代の重症化高血圧の方の割合が男性で全国2位・女性が6位の状況に加え、群馬県民の男性の腎臓病外来受診率が全国1位の状況です。

そのため、国が推奨する「健康経営」に事業所が取り組むことで、従業員の健康増進により、単に医療費の抑制だけでなく、企業の生産性の向上・職場環境の改善・イメージアップ等が見込まれます。

働き盛りの従業員が病に倒れた時は、社会保障負担の増加のみならず、企業に与えるダメージは、大きいものと考えられます。

そこで、各事業所が従業員の健康を資源と捉え、従業員の「健康状況の把握」・「健康づくりの推進」・「生活習慣病の予防・改善」「メンタルヘルス不調の予防・改善」等について、「生き活き健康事業所宣言」をきっかけに、事業所ぐるみで健康増進に取り組んでみませんか！

5つのメリット！



健康経営とは？

近年、日本では従業員の健康を大切にすることで会社の収益性を高める「健康経営」が注目を集めています。「健康経営」はアメリカで注目を集めている経営戦略の一つであり、健康な社員は生産性も高く、業績に貢献できるため、企業が従業員の健康に積極的に配慮することで、持続的な収益が将来期待できます。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康優良事業所の創出！

■事業主・人事総務担当者が社員の健康づくりをサポート！

- ・健康状況(リスク)の把握
- ・健康づくりの推進

■社員が心身ともに元気に働ける企業に！

- ・生活習慣病の予防、改善
- ・メンタルヘルス不調の予防、改善

社員の健康づくりへの投資は、業績にも良い影響をもたらします！

①生産性の向上

モチベーションの向上・欠勤の低下
・業務効率の向上

②負担軽減

疾病予防による疾病手当の支払い減少
・長期的に健康保険料負担軽減

企業のメリット

③イメージアップ

企業ブランド価値の向上・社内的、対外的イメージ向上

④リスクマネジメント

事故、不祥事の予防・防災発生の予防

健康事業所宣言をするには、次の取り組みをお願いします。

まず、事業主様が「生き生き健康事業所宣言」
をしていただきます！

※宣言をしていただいた場合、
「宣言書」と「日常ながら運動実践BOOK」を送付いたします。



1.健康診断の実施

⇒法令に従い、社員に対して「定期健康診断」を実施します。
また、扶養家族の特定健診の推奨をします。

2.社員の生活習慣改善を支援（保健指導対象者に該当した場合）

⇒協会けんぽのメタボに着目した「特定保健指導」を利用します。

3.検査・治療の推奨

⇒健診の結果等で、再検査や治療の必要があった場合、医療機関を受診するように推奨します。

4.事業所健康増進対策 ～事業所オリジナルプラン～

・エントリーシートで報告する際は、事業所オリジナルプランの中からの1つ以上の取り組みをお願いします。（事業所オリジナルプランは高血圧対策が必須です。取り組み内容については、ご相談に応じます。

●高血圧対策（高血圧は、加齢等が関係するとともに、生活習慣が深く関わってきます。高血圧の危険因子の多くは、生活習慣を改善することで減らすことができます。）

（取組例）
・社内に血圧計を設置し定期的に測定する
・食事の減塩に対する周知をする など

●禁煙対策（喫煙期間が長い・喫煙本数が多いほど、たばこの害による病気のリスクが高くなります。禁煙を実行すれば、病気のリスクが確実に減っていきます。）

（取組例）
・禁煙日（禁煙時間）を設定する
・禁煙や受動喫煙の害について情報発信を行う など

●運動の増進（日々、時間をつくって運動することは難しいかもしれませんが、体を動かす機会は日常生活のなかでたくさんあります。）

（取組例）
・ウォーキング習慣
・ラジオ体操やストレッチを行う など

●メンタルヘルス対策の実施（ストレスからくる不調を防ぐには、ストレスに対する抵抗力を持つことが重要です。また、自分なりのストレス解消法をもっていることが大切です。）

（取組例）
・あいさつ運動を行う
・メンタルヘルスに関する情報提供や研修を行う など

■健康事業所宣言のエントリー及び注意点等

●群馬支部活動方針

- ・群馬支部データヘルス計画の一環として、事業所様と連携した健康づくりの取り組みの一つです。
- ・この取り組みは、日本健康会議の活動方針、「健康なまち・職場づくり宣言2020」の中で、協会けんぽも連携して進めます。

●健康事業所宣言の基本条件

- ・健康保険委員委嘱事業所であること。宣言と同時に委員登録することも可能です。

●健康づくり取り組み状況の更新及び報告

- ・健康事業所宣言された後、登録事業所へ、年1回、健康づくり活動の状況の確認リストを送付いたしますので、報告していただき、その中で更新確認も行います。

※他の企業にも参考になる取り組み事例については、協会けんぽ群馬支部ホームページ等により広報させていただきます。なお、掲載についての詳細は直接協会けんぽ群馬支部よりご連絡いたします。

●健康事業所宣言の見直し

- ・健康づくりメニューの見直しなどは随時ご相談に応じます。なお、健康事業所宣言の条件に合わなくなった場合は、取り消される場合もございます。

●登録費用等

- ・エントリーシートの登録等について費用は一切かかりません。

●その他

- ・役員等(従業員含む)が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者はエントリー出来ませんのでご承知ください。

問い合わせ先

全国健康保険協会群馬支部

企画総務グループ

電話 027-219-2100(代表)

FAX番号 027-219-2106